

飯山市国民健康保険運営協議会 会議録（要旨）

- 1 日 時 平成24年11月26日（月）午後6時～午後7時15分
- 2 場 所 飯山市役所3階 31号会議室
- 3 委員の出欠（敬称略、以下同じ）

出席委員	藤澤 高治	出澤 重臣	米持 五郎	小田切 弘人
	高橋 智子	古川 賢一	藤巻 靖幸	田中 まゆみ
	丸山 榮一	岸田 勉	松永 晋一	春日 桂子
欠席委員	丸山 幸吉	服部 優一	小野澤 明	
- 4 説明等のために会議に出席した理事者、職員

飯山市長	足立 正則		
民生部長兼市民環境課長	丸山 信一	税務課長	武田 誠
市民税係長	伊藤 靖行	国保年金係長	小野 幸司
市民税係	小林 和幸	国保年金係	飯澤 達也
- 5 諮 問 飯山市長から「飯山市国民健康保険税の課税額について」諮問
- 6 協議事項 (1) 諮問の内容について
(2) 今後の審議日程について
(3) その他
- 7 会議録署名委員

出澤 重臣委員	高橋 智子委員
---------	---------

事務局：ただ今から飯山市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきたいと思います。

それでは最初に岸田会長さんからあいさつをお願いします。

会長：大変一日のお仕事の後お疲れのところお集まりいただきましてありがとうございます。

それぞれの立場で日頃から皆様方には国民健康保険の運営についてご協力をいただいているところでございますが、毎年、基金の取り崩し等で国保財政の厳しいものがあり、積立が140万から120万しか基金の積み立てができませんが、取り崩しが1億ということ、そういうふうな状況もございます。年々経済の成長が非常に不況の中で国保税の調定額が減少してきている状況があるわけで、大変厳しいという内容もお聞きしているところでございますけれども、それらの内容について今日いろいろご説明いただいて、現状の国保の財政についてどうあるべきか、ということも協議いただければと思います。以上です。

事務局：それでは足立市長からあいさつをお願いします。

市長：1日のお仕事のあと大変お疲れのところ国保の運営協議会ということでお集まりをいただきまして大変ありがとうございます。ただ今、岸田会長さんの方からお話があったわけでございますが、飯山市の国民健康保険の会計の関係でございますが、前は、何とか基金の取り崩しをしないでやってこられたわけでございますが、ここへきましてだいぶ収入より支出の方が増えてまいりまして、要するに医療費の額が増えてきておりまして、大変申し訳ないんですけど、ここの資料の11ページの中をご覧くださいとグラフがあり、最近の状況が出ていますが、これは平成11年から今後の予測も入ってまして、平成24年の見込みまで今入っているわけでございますが、大体20億から25億位の間で国保会計はやってきたわけでございます。それで、皆さんご存知のとおり日本の医療保険制度というのは、それぞれ企業に勤めていらっしゃる方は企業の医療保険に入っておりまして、あと公務員の方とか学校関係者の方々というのは共済保険というのに入っていますが、そうでない方、一般に会社組織とか団体に属していない一般の方々については、市が運営する国民健康保険という仕組みの中でやっています。それはそれぞれ市町村が運営をしているわけでございますので、皆さんから国民健康保険税というかたちで徴収をさせていただいて、その人たちが医療にかかりますと、そのうちの自己負担の分とかそれ以外の分につきましてはですね、国保会計のほうからお支払いをしておるわけでございますが、ひとつはきっと高齢化等の状況もあるかというふうに思うわけでございますが、ここへきて、大変支出が増えてきておりましてそれで市の基金といえますか、貯金があったわけでございますが、次のページをご覧くださいと、また後で事務局の方で説明があるわけでございますけれども、現在ですね3億余の基金があるわけでございますけれども、毎年約、ここへきまして1億5千万ぐらいの取り崩しが、収入がないものですから、あるというふうなかたちになってきておりまして、おそらく2年ぐらいで基金がなくなってしまうのではないかなという状況になっております。それで前一度、信濃毎日新聞で長野県内の国保税の、その料金の一覧が出てたんですが、一人あたりの国保税ということだったんですが、飯山市は県下でも一番少ない方の市だったのではないかと。それまで料金値上げっていうのをしてこなかったわけですが、いよいよここへきまして、他の市町村ではすでに何回か値上げをしたわけですが、ここへきまして大変厳しい状況かなというふうになってきております。それで約1億円ぐらいの増を、保険税で1億円ぐらいの増を払っていかないと、それでもきっと、3年先までぐらいがなんとかという感じじゃないかなと思うわけでございますが、そういう状況になっておりますので、今日は、担当部署のほうから現在の状況等について説明がありますが、今の状況をご理解いただきましてご検討お願い

したいというふうに思います。実は国民健康保険税というのは、税の中でも一番複雑な税金でありまして、普通の税金ですと所得とか、市民税とかについては所得に応じて何%っていう非常にわかりやすいわけでございます。固定資産税についても固定資産の評価の何%ということ非常にわかりやすいのですが、国民健康保険税ってというのは実は非常にわかりにくい税金でありまして、これもあとで事務局から説明があるかと思いますが、実はこの医療費の保険と、それからもうひとつ介護保険の保険税の両方まかなっているんですね、健康保険税の中で。今回は、介護保険の方についてはそのまま構いません。医療費の分について不足しているということですので、医療費分について、料金の、税金の財源について検討をいただきたいのですが、どういうふうに配分をしてるかといえますと、所得と、いわゆる均等といえますか、それぞれ計算がはいるんですね。均等割の部分とそれからいわゆる所得といえますか財産部分、そのへんの配分の割合。それから今度その所得に対する率はどうなってるかといえますと、単に収入だけでなく、固定資産の分に対しても掛かっています。収入と固定資産の両方のものに、それぞれの割合がかかってくる。それでもともとも飯山市の場合はですね元来、所得、高額所得の方がなかなか少ないものですから、所得だけでやりますと、所得の少ない方と多い方とうんと差がついてしまいますので、固定資産の資産税割の部分のウエイトが結構大きいんですね。資産を持っていられる方については、例えば収入がなくても資産割で結構とられるというような背景がありました。これは長野県の中でも比較的飯山市については資産の割合が多かったですね。ただ最近は、資産を持ってるということは所得が増える要素があると、まあ高度成長期の場合ですね資産を持ってるということは所得が増える要件になるというような意味合いも多かったのですが、ここへきまして、なかなかそういうふうにはなっていないということ、それから今高齢者の方々が増えてましてですね、国民健康保険は。若い方だったらどこか会社とかそういうところにいますから、そうじゃない高齢者の方々が増えてきてまして、その収入もすくないんだけど、固定資産はもってるというような方々が結構多いわけでございます。収入は少ないんだけど固定資産税割で結構国保税が高いという方もおられまして、そういうことについてのご意見等もかねがねあったわけでございます。したがって今回の見直しの中で、そのへんの配分について、どういう配分でやったらいいのか、今までこれについては見直しをしてきませんでした。固定資産税割の配分の比率はずっと同じ形で、料金を上げる場合についても比率とすると同じ比率でやってきたのですが、だいぶ状況が変わってきましたので、そのへんについてもひとつご検討をいただいて、どういうその配分がいいのか、またこの中でぜひ課題としてご検討を賜ればというふうに思います。そういうわけですので総額の問題と率の問題ですね、その配分の問題ということでちょっと今回ご検討いただく内容について、複雑な部分もあるんですが、そのへんについては担当課のほうからよく説明をしてもらって、十分ご理解をしたうえでぜひ、どういうかたちのもので上げていくのがいいのかということについてご検討をいただきたいというふうに思うわけでございます。また事務局のほうからいくつかのパターンについて説明をさせていただきますが、非常にわかりにくいというのが実状でございまして、私も最初聞いたときは、なかなか分かりませんでした。どういうかたちで、それぞれ国保税というのは成っているかと、まずご理解いただいたうえでお願いをしたいと思うわけでございます。年末から年始にかけてお忙しいときご迷惑かけて申し訳ないと思いますが、大事な課題でありますのでひとつ十分ご検討を賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

事務局：次第の三番目の会議録署名委員の指名を岸田会長さんのほうからお願いいたします。

会 長：【出澤委員、高橋委員を指名】

事務局：次第の四番目、諮問をさせていただきます。市長から会長へ諮問をお願いします。

市 長：【諮問書を朗読のうえ会長に渡す。】

大変諮問の内容につきまして多いわけでございますが、よろしくお願い申し上げます。

事務局：市長は、6時半から公務がございまして、これで退席とさせていただきます。

【市長退席】

事務局：協議事項に入る前に事務局の紹介をさせていただきたいと思います。

【事務局職員自己紹介】

事務局：5の協議事項につきましては、会長の進行でお願いします。

会 長：今市長さんから諮問をいただきました。委員の皆様には諮問書を配布しております。

今事務局から諮問書の内容について、それぞれ配布いただきましたが、事務局からこの諮問書の内容について再度説明を、お願いします。

事務局：諮問書の写しの後ろに、保険税率にかかる課題ということでいくつか書かせていただいております。1番から5番まで諮問書の項目にそって書かせていただいておりますので、それにそって資料とあわせて説明をさせていただきます。

1番の国民健康保険税額総額を1億円程度増額することについてですが、1億円といいますが平成24年度の当初の調定額が4億6,524万円ほど、それと比較しますと約20%の増額というかたちになります。市長のあいさつにもありましたように国民健康保険税額については調定額、それから収納額についても年々減少してきている状況でございます。それに反して保険給付費それから一人当たりの医療費などについては増加傾向にあります。資料1をご覧くださいますと、1ページは国保の加入状況などがありますが、この資料については国保連合会で作成しており、その資料を今回使用させていただいております。資料の2ページですが、医療費の推移ということで記載がありますが、19年度から20年度にかけて医療費総額が減っているのについては、20年度から後期高齢者制度が始まり、その分が違う制度になったということで、ここではいったん減少というかたちになっておりますが、その後23年度まで若干ではありますが伸びてきている状況であります。3ページのほうですが、一人当たりの医療費について、市町村の合計、市だけの合計、飯山市の状況ということでそれぞれの年度3段書きになっておりますが、飯山市については、毎年上昇する傾向にあります。4ページはそれをグラフにしたものですが、図の3-2というのについてはその状況をグラフ化したものですが、市町村計それから県内19市の計と比較して飯山市が平均より高いという状況がこちらのほうでは示されています。6ページには調定額、一人当たりの保険税額の調定額が集計されております。県内の合計、市だけの合計、飯山市の状況というかたちで数値がでておりますが、年々減ってきている状況です。それを集計したのが図の4-1と、7ページ、図の4-2をご覧くださいと県内の平均よりもかなり低い状況というかたちで、医療費は県内よりも平均よりも高いですが、税の調定額については平均よりも低いというような状況になっております。図の4-5については世帯あたりということで推移をグラフ化しておりますが、そちらについても年々下が

ってきていて、しかも県内の平均よりも低いという状況になっております。そしてまた課題のほうにもどっていただいて恐縮ですが、先ほど市長がいろいろ資料のほうでも説明させていただきましたが、平成 26 年度収支で基金取り崩していけば赤字になる状況ではないかと今事務局では推計しております。5,000 万円位を増額させていただいたときでも同じような状況ではないかと考えられます。資料 1 の 10 ページですが、これまでの国民健康保険の会計の推移を抜粋ですが表にさせていただいております。歳入と歳出がありまして一番上の国保税が通常の収入にはなるんですが、これについては 23 年度から 24 年度以降も減少傾向にあります。歳出のほうの保険給付費という大きな括りであり、これがそれぞれ医療費、医療給付費とかになるのですが、23 年度の状況で 17 億 4,000 万ほどですが、24 年度の見込みでは 17 億 9,000 万、それから 25 年度では 18 億を超えるというような推計をたてておりまして、単年度収支を一番下の行に記載させていただいておりますが、歳入は低くそれから歳出は多く見積もっている状況はあるんですが、年間 1 億 5,000 万からのマイナスというかたちに、最悪の場合ですけれどもなるのではないかと思います。また課題のほうにもどっていただくと、(6) 番に書かせていただきましたが、一時に増額しますと、1 億 5,000 万ですと 32% 程度、2 億円ですと 42% 程度ということでかなりの負担感もありますので、できれば 1 億くらいでということをお願いをしたいと思います。

引続き 2 番の方へお願いしたいと思います。税における負担区分の見直しについてということで、市長も若干ふれておりましたが、現在の飯山市の国民健康保険税ですが、所得割と資産割を合わせた割合が全体の 63%、それから均等割と平等割が 37% という比率になっております。これについては県の指導としては 50 : 50 が望ましいというような指導をいただいているんですが、資料 1 の 17 ページ・18 ページをご覧くださいとありがたいんですが、17 ページに県内 19 市の税率の状況も書かせていただいております。先ほど市長が県内でも低いほうだと挨拶にもありましたが、資産割を除けば確かに低い状況にはなっております。医療分のところをみていただくと、所得割・資産割・均等割・平等割とありまして最後に応能割合というのが記載させていただいております。これが今言った 63% の占める割合になっております。県内のよそと比較しましてもかなり高い状況にはなっております。当面 50 : 50 とまではいかななくても、なるべく近づけるような方向でご検討いただけるとありがたいと考えております。

課題の 3 ですが、資産割税率の見直しについてということで、同じ資料の 17 ページ・18 ページをご覧ください、それぞれの項目、国保税の中には医療費分それから後期高齢者分・介護分とあるわけですが、医療分と後期分を足した税額、税率、それからそこへ介護も足した税額、税率というのが書かせていただいております。医療分と後期分を足しますと、そこに黄色いラインで書いてあるのが飯山市の分ですが、所得割で 7.4%、資産割で 38%、あと同じような状況でなっておりますが、これについてですが、資産割、医療費と後期それから介護分と足した資産割の率が 43.3%、固定資産税を 1 万円払えば 4,300 円、今度国保にかかるというような状況になっているわけですが、県内で一番高い状況になっております。長野市、松本市では資産割がないというような状況になっておりますので、この高い分をなんとか再検討出来ないかということで今回お願いをしているところです。税務課サイドでは、国保税をいただきに行くときに資産割については資産税を払っていただいているので、二重課税じゃないかっていう声もあることはありますのでそのへんも含めて、出来れば、一番下に県内の平均書かせていただいておりますが、医療と後期の平均で 20.27、それからそこへ介護を足して 24.59 という率になります。なるべくここに近づ

けるようなことを目標にしたいなどは考えておりますのでご検討頂ければと思います。それから増額する分を医療保険分と後期支援分へ配分することについてですが、医療分は当然被保険者の医療費に当てるといふか充当されるということ、それから後期の支援分については後期高齢者のほうへ、それから介護分については介護保険分ということで納付するようなかたちになっております。明確な区分けはありませんが一応独立採算みたいな形にはなっております。これまで介護保険分が不足するという状況もありまして、介護保険の分については何回か改定をさせていただいております。資料1の9ページをご覧くださいと、医療分・後期分・介護分ということで3列書かせていただきました、それぞれにまた所得割・資産割・均等割・平等割とありますが介護保険については平成12年度からスタートしておりまして、このときに税率を左から0.9、5.3というようなかたちで決めさせていただきました。16年・18年にそれぞれ改定をさせていただいております。それぞれの年度で限度額などが変わっているという状況はありますが、介護についてはそのつど見直しを計ってきていただいているような状況になっております。15ページをご覧くださいと、ちょっと分かりにくい表で恐縮ですが、介護保険分の収支というようなかたちで保険税として頂いている介護分の税金、それからそれに付随して国・県から来る交付金等々の収入を合計欄に書かせてもらっています。そのとなり、支出の部という欄があるんですがこれが支払い基金ですが、介護保険分を納入するところになります。そちらへ納入した金額になっております。その横の項目別収支というかたちで差し引きをさせていただいておりますが、の表示があるところにつきましてはその年度赤字、介護分としては赤字だったというかたちでなっております。この赤字をうけて平成18年度に介護分の保険税を改定して増額をさせていただいてそれ以降、収支そのものが改善をしてくているのではないかと思います。その後ろ16ページですが、後期高齢者についての計算をさせていただきました。制度が始まってまだ4年ですのでちょっとプラスマイナスが大きくぶれておりまして、今の状況では足りるとも足りないともいえない状況になっております。これらを踏まえて介護のほうは今回見直しをしないで医療分もしくは医療と後期のほうでお願いが出来ればと考えております。医療分と後期分については対象者が一緒、被保険者が保険税を払う対象者が一緒ですので、改定後の税率については医療2それから後期分を1というかたちで「2：1」で案分をさせていただければと考えています。その案分につきましてはまた資料1の9ページにもどっていただければ恐縮ですが、平成20年度に後期高齢者の制度が始まったときに、これまで医療分としていただいた税率を単純にというのも変ですが「2：1」に、後期と医療に振り替えたかたちになっておりますが、これらを参考に「2：1」を目安にしたいと考えております。それまでの医療分の欄で19年度まで7.4%の所得割をいただいていたところ2.5%分を後期高齢に移して、残りの4.9を医療分に据え置きといいますか、そちらのほうにあてて、同じようなかたちで資産割・均等割・平等割ということでそれぞれ割り振って、合計では税率そのものは上がってないという状況になっております。それらを踏まえてご検討いただくと、ありがたいです。改定の時期ですが、同じ9ページをご覧くださいと、平成12年度以降、医療分については実質改定がされてないという状況。それから1年先送りして平成26年度からの改定ですと1億ではちょっと足りなくなる状況も推測されますので、できれば25年度からお願いをしたいと考えております。

資料1については以上で、次に資料2をお願いしたいと思います。A3の横で非常に見づらい表で恐縮ですが、また分からないところご質問いただければありがたいんですがお願いします。1ページですが、こちらにつきましては、平成24年の7月現在で国民健康保険税をいくらお支払いいた

だしているか、それぞれの税額ごとに世帯を区分させていただいております。0～5万円が1,331世帯ですが、その内訳については右側に細かく書かせていただいております。合計で3,699世帯ありますが、10万円以下の世帯で、ほぼ半分というような飯山市の状況になっております。これらを踏まえてまた2ページ以降を説明させていただきますが、2ページで色のついている部分ですが、仮に1億円を目標に増額した場合の各区分とありますが、所得割・資産割・均等割・平等割の税率・額がどのようになるかを2ページの左側の から までの欄を用意させていただいております。右側については、資産割の率を、医療と後期を足したときに20%に設定した場合のものを から まで設定をさせていただいております。そして3段あるんですが、まず一番上の、現行の割合というのがありますが、これについては応能割が63、応益割が37ということで、応能の内訳についてですが、所得割が47、資産割が16、それから応益の方では均等割が23、平等割が14というような、今の割合がこんなようなかたちになっております。このかたちでそのまま税率を、1億円を税率あるいは均等割とか平等割の額に上乘せした場合の額が 番になります。それから資産割を20%、医療と後期で20%、そこへ介護を足して25%前後とした場合の税率・額が になります。そして、一番下ですが、県標準割合と書かせていただいております。応能50・応益50というということで、応能50については所得割が40、資産割が10、均等割が35、平等割が15というのが県の標準的なモデルになっておられますが、これにあてはめて計算をさせていただいたのが 番。今の税率をそのまま上乘せ、1億円分上乘せしたとき逆算するようなかたちになるんですが、そうした時の税率が 番です。それから 番については、先ほどの 番と一緒にんですが、資産割を20%、25%にしたときの、ですから単純に18%ぐらいマイナスにしたときのものです。このマイナス分については、応能割の中で計算をしますので、所得割のほうに上乘せをさせていただいております。 番と 番の中間割合が 番あるいは 番になるんですが、単純に応能で56、応益で44というようなかたちで計算をすると税率としてはこのような形になるということになります。それで3ページ以降ですが、この 番をそのまま適用させていただきますので、ちょっと頭のすみにおいていただくとありがたいのですが、3ページに細かい表がいっぱいあって大変恐縮ですが、お願いしたいと思います。まず、1億円を増額する場合で左側については、資産税割の額を減額しない場合、先ほどの から になります。そして右側のページ、資産税割を減額した場合というのが先ほどの から のものになります。まず左側のページの、一番上の表から説明させていただければと思いますが、まず、加入者数というのがあります。これについては国保に加入している世帯の状況というのはいろいろありますので1人で加入してたり、2人で加入してたり、あるいは介護も入っていたりですとかいろいろな状況もありますので、それぞれの状況を加入者数、加入区分に表示をさせていただいて、その下ちょっと字が小さくて申し訳ないんですが、上の段が所得金額それから2段目もいずれもゼロなんですが、資産税額を表示させていただいて、軽減割合、低所得者等については2割・5割・7割というような軽減がありますのでその割合を表示させていただいております。現行の税額のところは今いくら税がかかっているかということで表示をさせていただいております。その右側に現行税額、医療分・後期分・介護分ということで、たとえば一番上の行の方ですと、1人で加入して介護には加入してない、ということで20代30代の方、あるいは65歳以上の方、単身の方ということになります。所得がありませんので軽減としては7割軽減がかかりまして、実際の税額は10,300円お支払いいただいているという状況で、たぶん国保に加入している方々の中で一番安いパターンではないかと思われまます。この方がそれぞれの割合で、1億円増額した場合の計算をします

と、県標準割合っていうのがあります。それについては資料2ページのほうの 番の状況になります。中間の割合というのが 番の状況になります。現行の割合というのは 番の状況になるわけですが、計算しますと、県の標準割合でありますと 50 : 50 ということで 5,900 円実質増加すると。これについては 50 : 50 にするという事は均等割あるいは平等割のほうへ上乘せ分が多くいきますので、所得とか資産のない方については影響をうけるかたちになります。それから中間の割合で 4,400 円、それから現行の割合のやりかたでいきますと 2,800 円の増というかたちになります。額は少ないんですが、こういう方については増加率そのものは大きい状況になります。そのまま下へお願いします。下の状況については加入者が1人ですが、この方については介護保険も入っているということで、あとは所得・資産ゼロで7割軽減ということで 14,000 円の税額になっております。介護も入っている方では一番安いケースではないかと思えます。この方が先ほどと同じような状況で計算をしますと、均等割・平等割の影響だけですので先ほどの状況と同じになります。これについては介護保険分をかまいませんので、介護は入っている方と入っていない方で増加額というのは同じ状況になります。あと同じような状況でそれぞれ加入者の数、介護に入っているか、介護はゼロと書いてあるのは介護にはいってないというかたちになります。介護が1と書いてあるのが、そこに記載した人数のうち1人は介護分も加入しているというかたちで、その3ページの一番下の約 50,000 円のケースでいきますと、加入者が2人そのうち1人介護保険も払っているというかたちで、所得が少ないので5割軽減というようなかたちになります。この方につきましては、実際の税額が 47,900 円ですが、県の標準の割合でいきますと 15,900 円、中間ですと 14,000 円、現行の割合ですと 12,200 円増額になるというようなかたちになります。それから4ページ・5ページについては同じような状況ですが、4ページの左側一番目につきまして説明させていただきます。このケースですと4人国民健康保険にはいっておりましてそのうち2人は介護分も課税をされるというようなかたちになっております。所得と加入者の割合におきまして、このお宅では5割軽減というようなかたちになっております。実際の税額が 98,800 円ですが、県の割合ですと 35,000 円、現行の割合ですと 23,400 円とそれぞれ増額になるようなかたちになります。その4ページ左側の下から2段目の表をご覧いただければ、今度こちらの方、今20万円ほど課税されております。所得が180万ほどですが、介護は入ってなくて2人で加入の場合ですが、県の標準では59,000円ほど、現行の割合ですと68,000円ほどというような状況で、まあ3割前後上がるような状況になります。それから、5ページのほうも同じような資料、それぞれ上から30万・40万・50万位それぞれお支払いいただいている場合のそれぞれのケースを書かせていただいております。下から2行目、58万円ということで書かせていただいておりますが、この方ですと加入者6人おりまして内2人介護保険もお支払いいただいております。この方につきましては、58万6千円ですが、県の標準でいきますと15万円ほど増額になります。あと中間の割合と現行の割合、ちょっと中間の割合が減るんですが、所得と資産割の関係だと、いろいろなケースがあるのでその税率等によって前後することもあります。それからその一番下ですが、今現在2人で加入しておりまして、所得が600万、資産税で25万円というような場合ですと、今66万7千円お支払いいただいているんですが、現状でも後期分と介護分については限度額になっております。あと上乘せできる分は医療費分になるんですが、これもこちらの方の場合ですとどんなケースでも限度額になりますので、合計で77万円という限度額までいってしまうようなかたちになります。これが左側の資産税割をかまわなかった場合になります。資料3ページにもどっていただいて申し訳ないんですが、右側の説明をさせていただけれ

ばと思います。同じようなかたちで、ケースは左側と同じものを用いております。それから県の標準割合というのが2ページの 番、それから中間の割合が 番、現行の割合が 番というようなケースになりますが、先ほどは10,000円と14,000円のケースを説明させていただきましたが、これについては資産割・所得割に影響ありませんので左側と同じような結果になっております。それから3ページの一番下ですが、今50,000円お支払いいただいている5割軽減のお宅ですが、このケースにつきましては、所得と資産が若干ありますので、県の標準の割合で9,100円。それから中間の割合で4,600円現行ですと増額なしというようなかたちになります。その上もそうですが、所得の状況と資産割、資産税額の状況によっては若干ですがマイナスになるケースもごく稀にということも変なんですがでてくることになります。それからまた4ページの右側ですが、先ほども説明させていただいたとおり、左側と同じケース、4ページ・5ページに載せてあります。10万円お支払いいただく世帯では、一番上ですが36,800円、それから中間の割合で30,900円、現行の割合で26,700円。左側の状況よりは若干高くなるケースになります。それからその下2段目ですが、これもやはりあの、所得と資産税がありませんのでこういうケースについては左側と同じ結果になります。同じ4ページの右側ですが、下から2段目になりますが、現在20万お支払いいただいている方で所得と資産が若干ある方ですが、これにつきましても県の標準で65,000円ほど、それから現行ですと79,000円ほどと30%から36%までも増加ということで、左側のケースよりも若干、負担が大きくなるというような状況になります。5ページの右側をお願いしたいと思います。右側の一番下、それから二番目のケースにつきましては所得それから資産税額がそれぞれありますので、県の標準割合で計算して、下から二番目の58万円の方については限度額にぎりぎりいきませんが、このへんぐらいのケースから限度額までいってしまうような状況にはあります。増加率としてはやっぱり30%から、それから一番下の現在66万お支払いいただいている方の場合ですと、頭打ちになりますので10万ほどの増額で、左側のケースとほぼ同じような状況になります。国保税の場合につきましてはこれだけではなくもっといろんなケースが、加入者数、それから介護に入ってる、入ってない、というのもありましていろんなケースがあって一概に何人いるからいくらだということで説明できなくて、こんな分かりにくい資料で申し訳ないんですが、よろしくお願いします。

それから資料をひとつお説明させていただきますと、資料の3としてお配りさせていただいておりますが、国民健康保険条例、それからこの協議会の規則をのせてあります。それから4ページから税条例を国保分だけ抜粋させていただいております。最終的に答申をいただいた内容をもとにこちらの条例を変更していくような状況になると思いますのでよろしくお願いします。あと本日お手元のほうに、せっかくの機会ですので平成24年度の飯山市国民健康保険税というチラシ、税務課で作成をしておりますチラシ、それから小冊子ですが、国保を調べるという小冊子を被保険者の皆さんにお配りしたり、窓口で配布をさせていただいたりしておりますので参考につけさせていただきました。それから平成24年度版の飯山市国民健康事業の概要を係のほうで作成が間に合いましたので、今日配布をさせていただきました。後ほどご覧いただければありがたいと思いますのでよろしくお願いします。簡単な説明で申し訳ないのですがよろしくお願いします。

会 長：何か質疑ございますか。

3ページから、3・4・5と右側の資産税割合を減額した場合の関係は、2ページの4・5・6ですか？

事務局：はい。

会 長：資産割は全部同じのだね。

事務局：はい。現在 38%と 43.3%っていう資産税割の合計の率を単純に 18%マイナスしまして、医療分と後期分を足して 20%それからそこへ介護分を足して 25.3%というかたちで固定をさせていただいて、便宜上計算をさせていただいております。

会 長：その計算でやってあるんだね。

事務局：はい。減らした分は所得割のほうにいきます。

会 長：みなさんから何か質問ございますか？

今、1億円を増額した場合の関係で、現行の応能 63・応益 37 の割合を中間にする。県の 50 : 50 にする。中間については応能 56 応益 44 にして計算してやるということですね。県が 50 : 50、現行が 63 の 37。ちょっと複雑でわからんな。いずれにしろ 1億円上げなくてはいけないとなればその 1億円をどういう割合でもらうかということですよ。1億円だけじゃなくて、調定額全部について中間、あるいは 50 : 50 にしようってことだよ。全部影響しちゃうわけだから。なにか質問ございますか？

委 員：結局、今会長さんおっしゃったとおり、とにかく 1億円足りないというのがひとつ。上げるのにたとえば所得税だったら簡単ですよ。そうじゃないので、所得割と資産割入れたものともうひとつのものが県ではフィフティーフティーなんだけど、飯山はどういうわけが多い。

それを少し近づけたい。その近づけるについては、その中の資産税率を下げたい、そういうことですか。その三つが、だからわかんなくなっちゃうわけですね。ひとつ疑問なのが、資産税率が今まで高かったっていうのはどういうことですか。昔はみんな高かったのがここで残ってるのか。

事務局：小さい市町村に多いんですが、固定資産、昔はみんな土地・建物お持ちの方がほとんどということでここに課税をするのが一番安定した財源になるということで、都市部のほう行くと、その土地家屋も特になくてアパートとか飯山でも最近増えているんですが、住宅とかにはいっているような方が多いということで、長野とか松本なんかは採用してない状況です。

委 員：ゼロ？

事務局：はい。

委 員：資料 1 の 17 ページ、19 市の状況を見ると、均等割とそれから平等割、それがかなり飯山市と違いますよね。12,500 円でしょ。それでもって 63.7。あと 15,000 円というのもあるけど、結局みんな平均すれば 17,000 と 19,000 円。このへんもどうしてこんなに低くしたのか。

事務局：低所得者に配慮した部分が多いんじゃないかと思うんですけど。均等割と平等割というのが、誰にでも掛かってしまうので、所得割ですと所得がないとかからないんですが、そのへんから低所得者等に配慮したのではないかと。

委 員：それにしても 4.9 しかもらってないよね。そんなに高いわけでもないなあ、あと 5 とか 5.7 とか 6 とかある。他の市はちょっとばかり結構高いよね。

事務局：高いです。平均よりは飯山市は 1%以上低い状況になっていますので。

大きな流れ、はっきりは突き詰めてないんですが、平成 12 年から実質改定をしていない、介護保険がスタートしたり、高齢者の時には高齢者分を持って行ったということで変わってないので、ある意味奇跡的に上げないでこれたということがあったかなというふうに。言葉はちょっとわからないんですが、後期高齢ですとか国の制度にちょうどうまく、後期高齢者が飯山市にすごく負担が大きかったものが別なとこにいったので、国保としてみると負担が楽になったとか、国の補助金です

とか、そういうところに丁度うまく乗って、改定をしないで今までやってこれっていう大きな流れでいうとそういうことがあるのかなというのがあって。通常ですと、だいたい3年ぐらいに1回は見直しをするという市町村多いと思うんですが、飯山市の場合にはそういうことがなくてある程度の基金を持ちながら今までやって来れたっていうことなんですけども、さすがにここにきまして医療費が上がってきて保険税が少なくなってきた、基金も取り崩しをせざるをえなくなったという、大きな流れでいくとそういう状況もあるかなと。

委員：今のままで変えると、この現行での割合の計算になるんだね。今のその率をかえないで値段だけ上げるっていうよりも税額だけあげるっていうね。その率を変えて少し飯山市の今の率の配分はおかしいのではないかと。所得割、どっちかという所得割じゃないか、資産割が多すぎるんじゃないかと。所得が無いのに資産割換算でいっぱいとられる人がいっぱいいるわけだよ。べつに資産あったってお金を産むわけではないし、ある人はあるかもしれないけど。それで収入になるわけじゃない。現金は入ってこないわけだよ。税金だけ余計に払わなくちゃいけない。所得税なんかは所得がないと払わないわけだよ。この場合は土地があるだけでとられちゃうというのを少しこれで是正しよう。そういうことなんだね。まあ少なくとも他の市なみに、これ中野市なみには少し、隣の、だんだんっていけば、まあそのほうが、でそれがひとによっては今のままでいったほうが安くあがる人もいるし、そうやってずらしたほうが安くなる人もいるし、いろいろある。

会長：いずれにしろ諮問の内容をみると50:50に近づけて、なおかつ資産税率についても、一番高いから、これも県内の平均程度にしたいと。まあこういうことなんです。みなさんほかに、じゃあそれぞれの資料等についてまた目をとおしていただいて。これからの審議日程についてちょっと説明していただけますか。

事務局：今日まだ資料をお渡しして説明をさせていただいたという段階でございます。1月末までには答申をいただきたいということでありまして、12月と1月という形で3回、今日含めて3回の審議会に答申のものをまとめていただいて、1月中には具体的にはここにありまして、所得割については何、何%に改定するのがいいじゃないかと、具体的な%なり金額なりを最終的に決めていただいて、答申という形で、意見として市のほうにいただくというながれでやっていただきたいなというふうに、日程的にはそんなかたちでお願いしたいかなと考えております。

会長：3回くらいということでまあ次回は20日ごろ、12月20日ごろということですが、18・19・20日ぐらいのなかで、2回目を開催したいと思っております。時間も3時か3時半位にしてください。20日ごろどうでしょうか？12月20日ごろ。よろしいですか。(異議なし)

12月20日の3時からでいかがでしょうか。日も短くなるし3時ってことでお願いします。それで、この流れとすれば、中間の割合でなおかつ資産税について減額をするという方向ですよ。

事務局：その辺は今日、そういうのでいいのではないかと、それは次回までもうちょっとゆっくり考えましょう、というようなかたちで、次回に資料的なものを用意させていただくとすれば、今日意見をいただいておいて用意をするということを考えています。今12月20日の3時からと決めていただきましたので、基礎的な概要は今日資料を出させていただいたんですけども、大体そのへんの方向だとすればもうちょっとそのへんについての具体的な資料ってことがあれば、我々のほうで、あるいはここに今日でいていない資料でなにか、こんな資料はないかというようなものが、もしご要望があるとすれば協力させていただきたいと思うんですけど。

委員：近隣ってことで中野市を見てもらうと均等割ってけっこう高い。例えば中野市の基準の率になった場合、今のこの例でいう人たちの、中野市ぐらいになったらどのぐらいになるのかっていうのはだいたいわかりますか。この例の人たちの中野市の（率）で計算したらだいたいどのぐらいになるか。総額はそんなに変わらないと思うんだけど、そうでもないんですか。中野市もうんと高いのか。難しいとこですよ。所得割も違うし、単純に比較できないのかもしれないけど。中野市はこれで文句いわずにやってるってことはうんと高いってことはないってことじゃないか。えらく金額が違うんで、よく黙っているなど。

事務局：全体の予算総額しかわからないんですが、約53億の予算です。

委員：どういうことかっていうと、とにかく値上げしなきゃいけないんだよね。市民のみなさんに納得してもらわなきゃいけないわけだから、それと比較して中野市はこのぐらいだっていうのはひとつの目安になると思うんだよね。中野市このぐらいだって、だったら我慢するって、だからそれとあんまり変わらないようになんとかしてくれませんかかっていうのが、実際そういうことですよ。結局上げて中野市クラスになってちゃうってこともあるんで。

事務局：今手元にある資料でよその市が集計してある資料ですけど、飯山市の場合一世帯あたりの調停額が12万8,500円ですが、中野市ですと16万3,000円になります。一人当たりですと。飯山が70,390円程ですが、中野市ですと83,800円というようなかたちになります。次回、きちんとした資料をださせていただきたいと思います。

委員：逆にいうと、飯山はそれだけ安くきたよってことではあるんですね、さっきの話聞いてると。なんとかうまいこといって、きちゃったけど、中野はその間に改定しているわけだけど、実際高いわけですよ中野市は、それを払ってるわけだよね。

事務局：平均割、均等割は金額で、お金とすると例えば5,000円とか年額8,000円とか上がるとかっていうんですけど、率からいうと低所得の方が、5割とか6割上がるっていう数字に、率とするとなりますので、そこらへんのところの理解をちょっといただくっていうことでは、例えば中野市さん、こういうお金でやってますよというようなことが、ひとつの比較とすればご検討いただく材料になるかと思います。

委員：介護保険の保険料のときも比較して、近隣の市町村はこれでやってるんだから我慢してという話もあったし、結局、お願い、非常に頼みにくいことを市民の皆さんにお願いするわけですよ。それで上がって、責任は我々のところにくるわけですよ。審議会でいっていったからって。いずれにしろ1億は確保しないとイケないんじゃないかな。

会長：ただ均等割、平等割もちょっと考えたほうがいいのでは。多少なりとも。

委員：地域性もあるから63.9ならそのままにしておいて、無理に変えなくてもいいのではないかな。

委員：そうすると今資産はあるけど収入がないって人の保険料が高くなってくる。

委員：でもその%、今の割合が所得のほうからとれば少なくなるでしょ。この額を変えないで。今までそれできたんだから。

委員：今資産のない人から文句でてるんだから。

会長：資産で減額すれば、均等・平等で、所得でどうにかするしかないよ。

委員：難しいとこだね。

会長：昔は、例えば資産があればそこで、例えば商売していればそこから利益が上がるとかね。なんかそういう理屈があったのではないかな。

委員：今実際上がってないところでとってるところが多いですね。結局農業だけとか。

会長：これ、次回まで持ち越して、継続して間に合わないってことは。

事務局：資料も用意させていただいて、次回は少しご議論をしていただければと思っております。

委員：国とか広域の運営とかいろいろ話題にあがってるが、そういう動きと言うのは、あちこちの機関へ働きかけした結果とかって言うのは、情報としてあるのか。広域でやるとか。例えば北信広域全部やるとか。

事務局：国の大きな流れは、国保については県ごとに統一をしたらどうかってことが政府の方針であり、ただ受けるほうの県とすると知事会とかですとなかなか難しいよというような状況があるんですけども、ただ方向とすればぜひそういうかたちでお願いをしたいってうのは市町村からは県のほうにはお願いをしている状況ですが。実際にどうなるかっていうのは、また選挙があるんですけども、国保の小さな保険者ではもたないということがありまして、大きな括りにしないと、というのがひとつ流れとしてはあるかなということ。それから国はこれ消費税の値上げとも絡みますが、社会保障関係のところ消費税は充てますよということで、国保についても2000億円くらいは弱者対策のところにあてたいという話は、方向としてはでてきていたり、それからこの春の法律改正で暫定的にやっていたものは恒常的にある程度やりましょうということで、国としても社会保障のひとつとしても医療、国民皆保険というところでは支援をしましょうって方向は出ているということもあるんですけども。若干政治の状況が分からなくなってきたことが大きな流れとしてはあるかなと。少しそのへんの大きな流れの資料みたいのも次回用意します。

委員：そうなるってとしばらく現行で、わずかな手直しでじっと我慢できるかどうかね。3年くらいで好転するって見込があるかどうか。

事務局：後期高齢も別にするのはおかしいんじゃないかということで、元に戻しますという公約だったんですけども、現実とすれば、ようやく国民会議というのができて、これから話をしていこうという国の状況ですので、大きな制度改革というのはなかなかすぐには動かないのかなというふうに私はそういう受け止め方をしているんですけども。

会長：いずれにしろ1億は確保しなければならないということだとすれば、現行の率でやるのか、あるいは今日の資料の中間でやるのか、あるいはもう少し資産のほうを、今、中間のは、かまってるんだよね。そのへんでやるのがいいのか今までどおりで1億、今までの63ですか、そのくらいでやるのか、どっちかですね。

委員：将来、県の規模でやるとなったら当然県の規模に合わせていくので、そのときになっていまのままの比率でいくとかなり飯山なんて高くなっちゃって、その時県と一緒になったら高くなっちゃったよなんていう風にはなる可能性はありますよね。

会長：できるだけ平均値に近いところでおかないとね。一緒になるにしても。

委員：そういうこと。方向として国はそうやって言ってますので。何年後かわかりませんが。

会長：それらも含めて次回に検討しましょう。その他で何かございますか。なければ以上で閉じたいと思います。次回は12月20日ということで、3時からまた改めてよろしく申し上げます。事務局には今日の議論を踏まえた資料をお願いします。ありがとうございました。

(閉会：午後7時15分)